

328/1 その他の製造設備

説明

他に掲げられた製造設備以外の設備をいう。

省令

(311) 製紙蒸着処理用設備 (9年)

蒸着装置、高圧放電板、接着機、染色機、切断機、巻取機、ホイラー、変圧器、配電盤。

(313) コルク製品製造設備 (14年)

帯のこ盤、ロール機、製紙機、プレス機、押込機、焼成機、粉砕機、圧縮機、切断機、細片機、木ール機、選別機、乾燥機、打抜機、鉛排入ポンプ、ホイラー、変圧器、配電盤。

(325) 他に掲げられたもの以外の製造設備 (15年)

32901 卸、小売業の荷役、倉庫用設備

説明

卸売業、小売業が所有する荷役用、倉庫用の設備をいう。

省令

(340) 卸花または小売業の荷役または倉庫用設備 (20, 22年)

設備内容

(移動式荷役設備) (7年)

可搬式ジブクレーン、可搬式デリッククレーン、コンベヤー、スタッカー、ウランタ、ホッパー、クラブバケット、シンボール、ハンドスクレーパー、パレットリフト、ジヤッキリフト、動付付ポンプ、ハンドリフト、バイラー。

(くし蒸設備) (10年)

ガス発生機、送排風機、圧縮機、空気が熱機、冷凍機。

(その他設備) (12年)

ジブクレーン、その他のクレーン、トランスポーター、テレフアー、ホイスト、スパイラルエレーター、トラックバランス、その他。

32902 石油、液化ガス卸売用設備

説明

石油および液化ガスを主として輸入販売している企業の設備をいう。タンク(貯蔵)は構造物として分類されるが、これに付属するポンプ、冷却機、電気設備などが本分類に該当する。

省令

(338) 石油または液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く)
(13年)

設備内容

圧縮機、ポンプ、加熱装置、冷却機、給排水ポンプ、ボイラー
減圧器、配電盤、その他

32903 紙梱包設備

説明

- 1 紙製卸売業が持つ、回収されたくず紙などを圧縮または絞減プレスで圧縮し、梱包する設備をいう。
- 2 プレス、秤量、搬送などの設備がある。

省令

(380の2) 紙製梱包設備 (7年)

設備内容

プレス機
梱包機
秤量機
搬送機

32904 鉄くず処理業用設備

説明

鉄くずを選別、分類し鉄くず処理用プレスにより圧縮処理することと兼する企業（鉄くず卸売業）の設備をいう。

省令

(218の2) 鉄くず処理業用設備（7年）

設備内容

鉄くず処理用プレス

選別設備

運搬設備

その他

給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、その他。

32905 料理店、ホテル、旅館業用給食その他の設備

説明

ホテル、旅館、料理店、仕出し屋などのちゅう房用機器（皿洗機、料理用ストーブ、電子レンジなど）のほか、ボイラー、ポンプなどの機械装置をいう。

省令

(350) ホテル、旅館、または料理店業用設備および給食用設備（5年、9年）

設備内容

(引 着 管) 5年

(その他の設備) 9年

料理用ストーブ	ソーダファンテン
冷凍機	アイスクリーム機
冷蔵用ストッカー	給排水ポンプ
排風機	ボイラー
皿洗機	変圧器
皿冷機	配電盤
皿温機	他
その他皿洗機	

32906 ガソリン、液化石油ガススタンド設備および洗車業用設備

説明

1. ガソリン、液化石油ガスの販売を業とする企業の所有するこれらのスタンド設備で、計量機、ガソリントank（地下式、地上移動式）などのガソリン、液化石油ガスの販売設備。
 2. そのほか、リフト、クリーナー、ワッシャー、バッテリー充電設備などがガソリンスタンドに通常付帯する設備という。

省令

(339) ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備および洗車業用設備 (10年)

設備内容

計量機 バッテリー充電設備
 オートリフト
 圧縮機
 廃油タンク
 ガーワッシャー
 エマーホース
 給排水ポンプ
 変圧器
 配電盤
 他

32907 その他の卸売、小売業用設備

説明

卸売業、小売業で、32901～32907に掲げられている設備に該当しない設備をここに分類する。

省令

(389) の一部 (8年, 17年)

主として金属性のもの (17年)

その他のもの (8年)

33001 鋼索鉄道、架空索道設備

説明

1 ケーブルカー、ロープウェイ、スキーリフトなどにおける巻上装置（駆動装置）、乗車装置、電気設備などを含む。
2 索道の巻上する部分は運搬具に、鉄柱などは構造物に分類される。

省令

(337) 鋼索鉄道または架空索道設備 (3年、12年)

設備内容

(鋼索) 3年

支索、えい索、他。

(その他の設備) 12年

巻上機、乗車装置、変圧器、駆動機、他。

33002 荷役、倉庫業用設備

説明

1 荷役、運送を主とする企業または、運輸、農林大臣の許認可を受けた倉庫業者の倉庫において使用されるクレーン、コンベア、ウインチ、ホイスト、ジブ、ボールドなどの設備をいう。
2 ~~フォークリフトトラック、ジヨベルローダー、クレーン車などは車両「53」または自走式作業機械「30401」に分類する。~~

省令

(340) 荷役または倉庫業用設備 (7年、10年、12年)

設備内容

(移動式荷役設備) (7年)

可搬式ジブクレーン	ウインチ	ハンドスクレーパー
可搬式デリッククレーン	ホッパー	バレットリフト
コンベア	クラブバケット	ジャッキリフト
スタッカー	ジブボールド	動力付ホッパー
ハンドリフト	スタッカー	他

(固定式設備) (10年)

ガス発生機、送排風機、圧縮機、空気加熱機、冷凍機

(その他の設備) (12年)

ジブクレーン	トランスポーター	スパイラルシュート
小型やぐら理クレーン	デルファ	ストレートシュート
左行クレーン	ホイスト	トラックバランス
デリッククレーン		他

33003 計量証明兼用設備

説明

主としてトラックスケールを使用し、トラックに積載されている貨物の重量を計量し、その証明を行なうことを業とする企業の計量機その他の設備をいう。

指令

(341) 計量証明兼用設備 (9年)

設備内容

計量機
印字機
他

33004 船舶救難、サルベージ設備

説明

1. 海難船舶の浮上救難作業および沈没、廃船の解体、回収の用に供される機械設備(船舶を除く)をいう。
2. 主要なものは、浮力タンク、ポンプ、巻揚機などの浮上設備と着水機、溶接機などの水中作業設備である。

指令

(342) 船舶救難またはサルベージ設備 (8年)

設備内容

(浮力設備)

浮力タンク、鋳鐵、圧縮機、排水ポンプ、他。

(巻揚機設備)

巻揚機、ウインチ、ポンプ、オイルジヤッキ、圧縮機、ブロックローラー、他。

(水中作業用設備)

着水機、補給機、水中ガス切断機、ワイヤーロープ、ガス溶接機、他。

(その他設備)

変圧器、配電盤、他。

33005 国際電信電話設備

説明

国際電信電話株式会社の国際電気通信業務に供される送信、受信、電圧調整、通信、電話調整などの一連の機械設備をいう。

省令

(343) 国際電信電話設備 (7年)

設備内容

(送信設備)

短波送信機、超短波送信機、増幅装置、増幅器、送信監視台、周波数測定装置、極超短波受信機。

(受信設備)

短波受信機、屋外と電線切換盤、受信監視台、試験装置、極超短波受信機、他。

(電話調整装置)

端局装置、搬送装置、電信中継交換装置、集信送電装置、他。

(通信設備)

モールス通信機、印刷通信機、写真電信装置、集信装置、他。

(電圧調整設備)

端局調整台、端局装置、極超短波送信機、極超短波受信機、電話交換装置、他。

(試験検査設備)

試験機、検査機、他。

(その他設備)

変圧器、配電盤、他。

33006 その他の通信設備

説明

1. タクシー会社、証券会社、水産会社、その他において使用される通信設備をいう。

2. 車、船舶に積載されている無線機は車、船舶に一括に分類される分類には含まれない。

3. テレタイプライターは器具備品「6ス1」に分類する。

省令

(345) その他の通信設備(給電用指令設備を含む) (9年)

設備内容

(送信設備)

無線送受信機、送信機、受信機、増幅機、他。

(交換設備)

電話交換機、計算装置、電源装置、他。

(指令または計算設備)

テレメーター装置、周波数自動調整装置、指令台、給電盤、電源装置、交流計算機、直流計算機、配分計算機、その他の計算装置、指令電話装置、他。

(その他設備)

変圧器、配電盤、他。

33101 水力発電設備

説明

電気事業用であるか自家消費用であるかを向はす一切の水力発電用機械設備をいう。

省令

(346) 電気事業用水力発電設備 (22年)

(347) その他の水力発電設備 (20年)

設備内容

(発電設備)

ガバナー、水車、発電機、励磁機、他。

(送配電設備)

主要変圧器、配電盤、開閉機、屋外鉄構、断路器、避雷器、他。

(その他設備)

試験機、他。

33102 その他の発電設備

説明

1. 電気事業用、自家用、すべての事業用の火力発電設備のほかガス、タービン、ディーゼルエンジン、ガソリンエンジンなどによる発電を行なう設備をいう。

2. ただし、ビル地下などに設置される運動用のディーゼル発電設備は運動用発電機 T/301 に分類する。

省令

(348) 火力発電設備 (15年)

(349) 内燃力またはガスタービン発電設備 (15年)

設備内容

(火力発電設備) (15年)

[蒸気発生設備]

汽かん、給炭機、微粉炭燃焼装置、重油燃焼装置、過水浄水装置、汽かん給水ポンプ、汽かん水盤、通風装置、煙道、運炭及捨炭装置、他。

[電気発生設備]

汽機、発電機、復水器、他。

[送電設備]

主要変圧器、配電盤、開閉装置、断路器、自動制御装置、屋外鉄構、避雷器、他。

[その他設備]

通信電力電力装置、試験機、他。

(内燃力またはガスタービン発電設備) (15年)

[発電設備]

発電機、内燃機関、ガスタービン、圧縮機、燃焼機、熱交換器、

励磁機、他、

〔送電設備〕

主要変圧器、配電盤、雨内装置、自動制御装置、屋外鉄構、断路器、送電線、他、

〔その他設備〕

単相電灯電力設備、試験機、他、

説明

- 1. 一般事業用および電気事業用の送電設備
- 2. 変電、配電設備は電車事業用と軌道事業用のものをいう。
- 3. 一般事業用の変電、配電設備は、そのものの製造設備に合ふ。

省令および設備内容

(350)送電または電気事業用変電もしくは配電設備(15年、18年、22年)

〔需要者用設備〕 (15年)

〔柱上変圧器〕 (18年)

〔その他設備〕 (22年)

〔送電設備〕

配電盤、雨内装置、断路器、送電線、屋外鉄構、電力用蓄電池、電圧調整機、他、

〔変電設備〕

主要変圧器、電圧調整器、雨内装置、断路器、配電盤、自動制御装置、送電線、消弧器、電力用蓄電池、周波数変換器、絶縁用機材、整流機、整流器、自給空気発生装置、屋外鉄構、他、

〔配電設備ほか〕

貸付配線、貸付機材器具、保安雨内装置、蓄電池、支持物管束、他、

(351)鉄道または軌道事業用変電設備 (20年)

〔受電設備〕

断路器、投入しや断器、計器用変圧器、計器用変流器、送電線、受電盤、屋外鉄構、他、

〔変成設備〕 同相変流機、整流器、主変圧器、他、

〔給電設備〕 断路器、高圧投入しや断器、計器用変圧器、同変流器、送電線、

〔その他設備〕 雨内変圧器、雨内配電盤、他、

33104 蓄電池電源設備

説明

1. 直流電源としての蓄電池設備であり、

直流発電機

整流器

蓄電池、その他

などをいう。

2. 建物の照明用は、建物付属設備「130」に分類する。

省令

(352) 蓄電池電源設備 (6年)

設備内容

直流発電機

整流器

蓄電池

その他

33105 電光文字設備

説明

1. ビル屋上、屋頂などに電球を多数配列し、その電球を点滅立

せニユース。広告を表現する装置をいう。

2. 電球面は「建築物」の「広告用のもの」として扱われるが、

下記のような機械設備が本分類に分類される。

省令

(362) 電光文字設備 (10年)

設備内容

紙テープ・文字を打抜く装置。

ブラッシュ式

水銀式

スカイサイン (スイッチ装置)

冷却用給水ポンプ

変圧器

配電盤

その他

33106 石炭ガス、石油ガス、コークス製造設備およびガス精製設備

説明

1. 石炭、ナフサ、重油などを原料として都市ガスを製造する設備をいう。
2. コークス炉で原料炭を乾留すると、ガスとコークスが製造される。
3. ガス製造設備で作られた粗ガスには、アンモニア、硫化水素、二硫化炭素、ナフタリン、タールなどの不純物を含んでいるので分離、除去する設備をいう。

指令および設備内容

(354) 石炭ガス、石油ガスまたはコークス製造設備 (ガス変成設備を含む)

(10年)

{コークス炉設備}

基礎、揚塵機、作業床、コークスさらし場、貯炭塔、装炭車、消火車、計器、他。

{石炭コークス処理設備}

揚炭機、搬送機、秤量機、洗炭機、ふるい機、配合機、粉碎機、他。

{ナイルガスプロデューサーガス製造設備}

基礎、巻上げ機、増熱器、還熱器、作業床、ミールボックス、蒸気ボイラー、炉体、拭洗器、乗じん装置、配管、リリーフホルダー、配線計器、他。

{水平炉設備}

基礎、作業床、炉体、炉金物、装炭車、他。

{増熱水柱ガス発生設備}

} 上記とほぼ同じ。

33106 石炭ガス、石油ガス、コークス製造設備およびガス精製設備

{天然ガス、または一酸化炭素変成設備}

} 上記とほぼ同じ。

{液化ガス変成または気化設備}

{その他設備}

自動遠隔集中制御装置、給排水ポンプ、変圧器、配電盤、他

(355) ガス精製設備 (12年、17年) (区分をしないもの(15年))

{精製設備、12年}

酸化窒素除却器、ソーダ塔、脱硫器、硫化水素蒸留塔、ガス冷却器、リリーフホルダー、架橋機、高圧ガス管、ポンプ、計器、酸化水素冷却器、鉄管、配線、他。

{その他の設備 17年}

基礎、用水冷却器、空気冷却器、タール排除器、ガス排送器、拭洗器、脱硫器、リリーフホルダー、導管、送風機、集中制御装置、ボイラー、変圧器、配電盤、他。

33107 ガス事業用供給設備

説明

都市ガスを需要者に供給するための設備をいう。ガス導管、圧送機、整圧器などがある。

省令

(356) ガス事業用供給設備 (13年、15年、22年)

設備内容

(ガス導管)

鉄 鉄 製 (22年)

その他のもの (13年)

(需要者用計量器) (13年)

(その他の設備) (15年)

圧 送 機 変 圧 器

フクタークーラー 配 電 盤

レシーバー そ の 他

33108 上、下水道事業用設備

説明

1 上水道、下水道、工業用水道を兼用している企業の機械設備をいう。

2 これらの企業以外の企業の持つ水道設備はそれぞれの企業の設備に含める。

省令

(357) 上水道または下水道事業用設備 (12年)

設備内容

(上水道業用設備)

かく拌機、ろ過機、分水機、しや曲機、流量計、揚水ポンプ、渠構他

(下水道業用設備)

ろ過機、排水ポンプ、かく拌せう、分離せう、ばつ気せう、他。

(その他の設備)

前掲以外のポンプ

変 圧 器

配 電 盤、他

33201 クリーニング設備

説明

水洗式およびベンジン・パークロルエナレンなどの溶剤による
ドライクリーニング設備をいう。

省令

(359) クリーニング設備 (8年)

設備内容

(洗たく設備)

回転式洗たく機 その他の洗たく機

脱水機 乾燥機

他

(整理設備)

物干装置 蒸気アイロン プレス機

電気アイロン ガスアイロン 噴霧装置

他

(その他設備)

給排水ポンプ ボイラー 変圧器

配電盤 他

33202 公衆浴場設備

説明

1. 公衆浴場法により都道府県知事の認可を受け、指定料金以下の
料金により不特定多数の者に入浴させることを業とする公
衆浴場の設備をいう。

2. 給排水ポンプなどのほか、特に浴槽、タイルもこの設
備に含まれる。

省令

(360) 公衆浴場設備 (3年、8年)

設備内容

(かまおよび湯水器) (3年)

(その他の設備) (8年)

浴槽 給排水ポンプ

タイル 変圧器

水そう 配電盤

元釜 他

補助かま

33203 火葬設備

説明

死体を火葬するための設備をいう。

省令

(361) 火葬設備 (16年)

設備内容

火葬炉

排水ポンプ

変圧器

配電盤

他

33204 天然色写真現像焼付設備

説明

撮影された映画、ステール写真の天然色フィルムを現像、プリントする設備をいう。

省令

(364) 天然色写真現像焼付設備 (6年)

設備内容

(現像液製造設備)

電気温水機、溶解槽、かく拌機、フィルター、他。

(現像設備)

現像機、熱交換機、冷水槽、温水槽、冷床機、空気調整機、他。

(プリント設備)

コンチニアスプリンター、自動露光調整プリンター

マゼボアプリンター、乾燥機、他。

(仕上げ設備)

ビュワー、ラッカリングマシン、スライサー、

ワッキングマシン、マウンター、スリッター、他。

(その他設備)

排水ポンプ、ホイラー、変圧器、配電盤、他。

33205 その他の写真現像焼付設備

説明 黒白フィルムの前像、焼付の設備をいう。

省令 (365) その他の写真現像焼付設備 (8年)

設備内容

(現像液製造設備)

車気浄水機、溶解せう、かく拌機、フィルター、他。

(現像設備)

現像機、乾式装置、冷水せう、温水せう、冷凍機、ハイホ再圧装置、温度調節機、他。

(プリント設備)

コンテニアスプリンター、スプライサー、
自動露光調整プリンター、乾燥機、他。

(仕上げ設備)

オフライカルプリンター、ビュワー、マウンター
スプライサー、ワキニングマシン、スリッター、他。

(その他設備)

鉛排水ポンプ、変圧器
ホイラー、配電盤、他。

33206 映画製作設備

説明 1 米行用の映画フィルム、テレビ放送用のニュース映画、他からの依頼による記録映画、などの製作設備をいう。
2 撮影、照明、録音などの機器のほか合成機、スタジオ防音設備などがある。

省令および設備内容

(363) 映画製作設備(現像設備を除く) (3年、6年、10年)

照明設備 (3年)

小型・大型ライト、ロケ用電圧調整機、他。

撮影、録音設備 (6年)

撮影機、同付器具、移動車、移動クレーン、テープレコーダ、フィルム録音機、録音用電源装置、増幅機、マイクロフォン、フレキシマシ、アフレコマシン、ダビングマシン、ミキシングパネル、他。

その他の設備 (10年)

合成製作設備 オフライカルプリンター、スクリーンプロセス装置、他。
受配電設備 受配電盤、変圧器、電圧調整機、他。
防音設備 防音装置、他。
その他設備 給排水ポンプ、変圧器、配電盤、他。

33207 映画、演劇発行設備

説明

映画館、劇場、客席などにおける映写設備、音声設備、照明設備、スクリーン設備、舞台機械、設備などをいう。

指令および設備内容

(366) 映画または演劇発行設備 (5年、7年)

(照明設備) (5年)

ランプ、照明用変圧器、照明用電圧調整器、他

(その他の設備) (7年)

(スクリーン設備)

ワイドスクリーン、その他のスクリーン

(映写設備)

映写機、整流器、増幅器、地抗機、幻灯機、オートトランス、他

(音声設備)

発音装置、拡声機、増幅器、他

(フィルム処理設備)

フィルム巻き機、回巻機、他

(舞台機械設備)

吊物昇降装置、舞台昇降装置、廻し舞台機械、廻し舞台、他

(その他設備)

給排水ポンプ、変圧器、配電盤

33208 遊園地用遊戯設備

説明

原動機付のものでウオーターシュート、コースターなどの高架遊戯設備、園内回遊の豆汽車、豆電車、モノレールの軌条、奇装設備、乗具、走行具などの設備をいう。

指令および設備内容

(367) 遊園地用遊戯設備 (原動機付のものに限る) (9年)

(高架遊戯設備)

巻上機、鉄構、走行具、他

(その他の遊戯設備)

原動機、回転機械、鉄構、走行具、他

(その他設備)

冷却用ポンプ

変圧器、配電盤、他

33209 ホーリング場用設備

説明

ホーリング場のレーン、自動ピンセッターなどの設備をいう。
ス场内巡回調整設備は、建物付属設備「332」に分類する。

省令

(367の2) ホーリング場用設備 (5年、10年)

設備内容

レーン (5年)

その他 (10年)

33210 ラジオ、テレビジョン放送設備

説明

電法法、放送法の規定によりラジオ、テレビジョン放送を行なう企業の機械設備をいう。スタジオ設備、局外中継設備、送信所設備、その他放送に伴う機械装置の一切であるが、次のものは除外され、別の分類にする。

- イ) 停電時のためのジーゼル発電設備 (33102)
- ロ) 蓄電池電源設備 (33104)

省令および設備内容

(344) ラジオまたはテレビジョン放送設備 (6年)

(送信所設備)

放送機、同軸切替装置、制御監視卓、周波数並列装置、空中線整合装置、サイドバンドフィルター、映像増中装置、音声増中装置、凝視空中線、特種測定装置、測定器類、他。

(スタジオ設備)

マイクロホン、マイクロスタンド、テープ録音機、テープ録画機、可変再生機、円盤録音機、周波数調整装置、集音中継装置、照度装置、カメラ装置、映像調整機、モニター装置、音声増幅機、時計装置、特種測定装置、他。

(局外放送設備)

携帯用録音機、マイクロホン、マイクロスタンド、円盤再生機、集音中継装置、ミキサーアンプ、カメラ装置、映像調整装置、同期信号発生機、モニター用受感機、周波数調整装置、他。

(その他設備)

変圧器、配電盤、他。

33211 自動車分解整備用設備

説明

1. 自動車の分解整備、修理を業として行なう企業の設備をいう。
2. 機械業以外の法人が、自己の使用する自動車の分解整備、修理の設備は、「機械産業以外の設備に属する修理工場用、工
作工場用機械設備」-「30101」に分類する。

省令および設備内容

(294) 自動車分解整備業用設備 (13年)

(金属加工機械)

プレス機、パンダー、切断機、溶接機、他。

(金属工作機械)

旋盤、フライス盤、ボール盤、中ぐり盤、形削盤、研削盤、タッピング
機、他。

(検査仕上設備)

試験機、検査機、塗装機、乾燥機、他。

(その他の設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、他。

33212 複写業用設備

説明

他から依頼を受けて、文書、図面などの複写を複製する企業の
設備をいう。
複写機、断裁機などがある。

省令

(80) 複写業用設備 (6年)

設備内容

陰画複写機

陽画複写機

裁断機

変圧器

配電盤

他。

33213 測量業用設備

説明

1. 航空測量、地形測量、地籍測量、路線測量など測量を業として行なう企業の設備をいう。
2. 航空測量用撮影カメラ、写真処理装置、図化機、測定機（トランシット、水準機、経緯儀など）などがある。
3. 測量現場で使用される、小型トランシット、平板測量機、巻尺、箱尺、ホールなどは「器具、備品」に扱う。

省令および設備内容

(336) 測量業用設備 (5年、7年)

カメラ (5年)

カメラボディ、シャッター、レンズ、コーン

その他の設備 (7年)

〔図化設備〕

精密図化機、その他図化機、通気調整機、他

〔写真処理設備〕

現像機、フィルム乾燥機、引延機、他

〔水路測量設備〕

音響測深機、その他の測深機、他

〔現地測量設備〕

大型トランシット、ジオジメーター、テルロメーター、図化機、他

〔その他設備〕

給排水ポンプ、校正器、配電盤、他

33214 その他のサービス業用設備

説明

サービス業で、他に(33201~33213)に掲げられていないものを除いた設備をここに分類する。

省令

(319) 前掲の機械および装置以外のもの (8年、17年)

主として金属性のもの (17年)

その他のもの (8年)

33301 他に掲げられた設備以外のもの

説明

1. 他(301 ~ 332)に掲げられた設備に属さないものを、ここに分類する。
2. 省令、別表2(No. 369)に属するもので、その資産の所有者が卸売業の場合は、「32907」へ、サービス業の場合は「33214」へ、分類する。
3. したがって、この分類に該当するものは少ないと思われる。

別表

- (369) 前掲の機械および装置以外のもの、ならびに前掲の区分によらないもの (8年、17年)
- 主として金属製のもの (17年)
- その他のもの (8年)

33302 遊休設備

説明

特定の目的をもって施設された設備が、その目的を失いかつ他に転用されることなく稼働されていない状態のものをいう。

省令

なし (耐用年数なし)

設備内容

特定不能

- (注) 1. 耐用年数は記入されていないままでよい。
2. 「遊休設備」「遊休資産」などと記入されたものを、本分類に分類する。

33303 劣化設備

説明

特定の目的をもって施設された設備が、主として、競争力を失
つて稼働を休止し、廃棄処分または転売処分未了の状態のもの
をいう。

法令

なし (耐用年数なし)

設備内容

特定不能。

(注)

1. 耐用年数は記入されていないままでよい。
2. 「劣化資産」「劣化設備」または「陳腐化資産」などに記入さ
れたものおよび、これと同様に解される資産を本分類に分類
する。